



兵労発基第 1026 号の 2
平成 24 年 8 月 1 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部 支部長 殿

兵庫労働局長



快適職場・健康づくり推進月間の実施について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の産業構造の変化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境が著しく変化する中で一般健康診断の結果における有所見率が 5 割を超えています。

また、仕事や職場生活に不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約 6 割に上っており、精神障害等の労災認定件数が増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、当局では毎年 10 月を「快適職場・健康づくり推進月間」（以下、「月間」といいます。）としてきたところですが、本年も別添「平成 24 年度 快適職場・健康づくり推進月間実施要綱」（以下、「要綱」といいます。）を策定し、労働者の健康保持増進と快適な職場環境の形成促進を図ることとしております。

つきましては、貴職におかれましても本月間の趣旨をご理解いただき、要綱の「関係労働災害防止団体等が実施する事項」への取り組みと傘下会員事業場に対する要綱の周知及び広報につきまして、ご協力をいただきますようお願いいたします。

平成 24 年度 快適職場・健康づくり推進月間実施要綱

兵庫労働局

第 1 趣旨

近年の産業構造の変化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境が変化する中で、一般定期健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者の割合が 5 割に達している。

また、職業生活等において強い不安、悩み及びストレスを感じる労働者の割合は 6 割を超えており、精神障害等による労災支給決定件数も増加傾向にある。

このような状況を踏まえ、各事業場においては労働者の心身両面にわたる総合的な健康保持増進活動（心とからだの健康づくり。以下、「THP」という。）と働きやすい快適な職場環境の実現に対する積極的な取り組みが求められている。

このため、兵庫労働局では、全国労働衛生週間の期間を含む 10 月の 1 か月間を「快適職場・健康づくり推進月間」として設定し、事業者を含む関係者が一体となって、次の取り組みを集中的に推進することとする。

第 2 実施期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日までとする。

第 3 主唱者・協賛団体

(1) 主唱者

兵庫労働局

県下各労働基準監督署

(2) 協賛団体

社団法人兵庫労働基準連合会

独立行政法人健康福祉機構 兵庫産業保健推進センター

兵庫 THP 推進機関協議会

第4 重点目標及び実施事項

1 重点目標

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年9月1日 健康保持増進のための指針公示第1号。以下、「THP指針」という。)に基づくTHPの推進
- (2) 「事業者が講ずべき快適な職場環境を形成するための措置に関する指針」(平成4年7月1日付け労働省告示第59号。以下、「快適職場指針」という。)に基づく快適な職場環境の形成促進
- (3) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月31日 健康保持増進のための指針公示第3号。以下、「メンタルヘルス指針」という。)に基づくメンタルヘルス対策の推進

2 局が実施する事項

- (1) 関係労働災害防止団体等に対し、本要綱に基づく実施事項について要請を行うこと。
- (2) 本月間について各種広報により周知を図ること。
- (3) 「THP指針」、「メンタルヘルス指針」及び「快適職場指針」の広報周知とその普及を進めること。
- (4) 社兵庫労働基準連合会及び関係労働災害防止団体、関係事業者団体が取り組む本月間の実施事項について指導援助を行うこと。
- (5) 兵庫THP推進機関協議会の活動に協力し、支援すること。
- (6) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」を支援すること。

3 署が実施する事項

- (1) 本月間について各種広報により周知を図ること。
- (2) 集団指導等あらゆる機会をとらえて、「THP指針」、「メンタルヘルス指針」及び「快適職場指針」の周知を図ること。
- (3) 管轄地域内の産業保健団体(医師会等)、事業者団体、THPサービス機関ないし指導機関及び地域産業保健センターを構成員とする「地区健康づくり推進会議」を開催すること。
- (4) 各事業場のTHP及びメンタルヘルス対策への取り組み状況把握に努め、必要に応じて地域産業保健センター、兵庫産業保健推進センター及びメンタルヘルス対策支援センターの積極的な利用を勧奨すること。

(5) 地区労働基準協会、関係労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う実施事項について指導援助すること。

(6) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」を支援すること。

4 関係労働災害防止団体等が実施する事項

(1) 本月間の趣旨及び実施事項について、会員事業場に周知すること。

(2) 「THP 指針」、「メンタルヘルス指針」及び「快適職場指針」について、会員事業場への周知とその普及に努めること。

(3) 健康保持増進、メンタルヘルス対策及び快適職場の形成促進のための研修会等の開催に努めること。

(4) 「地区健康づくり推進会議」の構成員たる団体においては、同推進会議に積極的に参加及び協力すること。

(5) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」を実施すること。

5 事業者が実施する事項

(1) 事業場内健康保持増進対策の推進体制について「THP 指針」に沿った点検を実施し、事業場の実情に応じて対応可能な部分から体制の整備に努めること。

(2) 法定健康診断の実施状況を確認するとともに、その結果に基づく有所見者への事後措置の徹底を図ること。

(3) 「メンタルヘルス指針」に基づくメンタルヘルスケアの実施を図ること。また、「メンタルヘルス対策支援センター事業」の内容等についての理解に努めること。

(4) 快適職場を主眼にした経営首脳による職場巡回を実施し、職場環境の見直しと快適職場推進計画を作成すること。

(5) 健康づくり、メンタルヘルス及び快適職場に関する標語や職場改善提案等を募集すること。

(6) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」及び関係労働災害防止団体等が実施する研修会等へ積極的に参加すると共に、自主的な企画に努めること。